

# 札幌市地産地消推進に係る補助制度について

札幌市では、地産地消推進事業の一環として、石狩地区JAグループによる農畜産物ブランド「さっぽろハーベストランド」を支援し、地産地消を推進する補助制度を設けております。

この補助制度は、農畜産物認証に関する審査費のほか、化学農薬低減やドリフト対策を目的とする農畜産物の安全性を高めるための機器の購入費などを支援する内容となっています。

平成23年度は、JGAP指導員基礎研修5件、薬剤散布装置付き人力播種機1件の利用がありました。

## 1 事業主体

- (1) 「さっぽろハーベストランド」の事業に取り組む農業協同組合などの団体
- (2) 札幌市内の農業振興地域で農業を行っている生産者で、「さっぽろハーベストランド」を主とした農畜産物の生産・出荷に取り組むもの

## 2 事業対象および補助率

補助対象の区分	支援対象範囲	補助率	下限額
地産地消啓蒙普及	ア パンフレットなど作成費 イ 消費者交流など経費（委託費、交通費、会場費、など）	1 / 2 以内	3 万円
農畜産物の生産・流通情報管理	ア 生産履歴など商品情報管理に関する機器・システム イ 説明会、マニュアルの作成など経費		
農畜産物の審査・認証	ア 農産物の審査・認証に係る経費 イ 研修費（受講費、講師謝礼、会場費など） ウ その他経費（水質検査費、残留農薬検査費など）		
機 器	ア 静電噴口を用いた防除機器（静電噴口本体及び付随する機器） イ 捕虫器（捕虫器本体及び一体で使用する送風機） ウ 作条農薬散布機（本体及び周辺機器、播種一体型可） エ 除草機（本体及び周辺機器） オ ドリフト対策機材（ドリフト防止ノズル、防風ネット・支柱など） カ 局所施肥機（局所施肥本体及び周辺機器） キ ア～カのほか化学合成農薬及び化学合成肥料の削減に繋がる機器 ただし、機器の単価は50万円未満に限る。また、中古品は対象外とする。		
その他、市長が特に定めるもの			

問 い 合 わ せ 先

札幌市農業支援センター

Tel.787-2220